

社会福祉法人八千代市身体障害者福祉会 利用者の権利擁護規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人八千代市身体障害者福祉会（以下「法人」という。）が行う福祉サービスの利用者の個人としての尊厳が守られ、法人事業に従事する者（以下「職員等」という。）が個々の利用者の特性やニーズに即した生活を支え、もって利用者の権利擁護が推進されることを目的とする。

（個人の尊厳）

第2条 利用者は、障害のあることにより差別を受けたり、同意に基づかない行為を強制されたり、暴力や侮蔑的言動を受けたりすることなく、一人の人格を有する人間として生活する権利を有する。

（プライバシーの保護）

第3条 利用者は、事前の具体的同意なくして個人のプライバシーを開示されたり、プライバシーの開示について同意することを強制されたりせず、別途定める「情報公開・開示規程」に基づいて、自己自身に関する情報にアクセスできるよう請求する権利を有する。

（自己決定権の尊重）

第4条 利用者は、常に自己の生活に付随する適切な情報を受け、職員等の適切な支援のもとに、自己の望むことを自由に決定する権利を有する。

（個人の財産権）

第5条 利用者は、自己の保有する財産につき、利用者の同意なくして、職員等による利用制限、又は利用者の家族その他の利害関係人による管理処分を受けない権利を有する。

（法人の配慮義務）

第6条 法人は、利用者の生命・身体・財産の安全に配慮し、利用者の人格・プライバシー・財産権が保障されるよう、常に適切な支援のあり方を工夫しなければならない。

（法人の説明義務）

第7条 法人は、利用者が自由に意見や苦情を申し出ることができるよう、常にコミュニケーション関係を維持するとともに、別に定める「苦情解決に関する規程」を遵守し、利用者の声に対して利用者に適切な説明を行わなければならない。

（職員等の姿勢）

第8条 職員等は、常に利用者の人格を尊重し、利用者が主体的な生活を営むことを適切に支援できるよう、専門性と倫理性を高める努力を怠らず、良質かつ適切な個別的支援を行うものとする。

（法人の姿勢）

第9条 法人は、専門性を活かした情報提供、サービスの質の向上、コミュニケーション手段の確保につき、常に工夫するものとし、地域の関係機関との連携に努め、開かれた事業運営を行うことをもって、利用者の権利擁護体制を充実させる社会的責務があることを確認する。

附則

この規程は、令和4年8月24日から施行する。